

児童手当の受給対象が

小学校6年生まで拡大されます

対象年齢の拡大

児童手当の一部が改正され、児童手当受給対象年齢が、小学校第三学年修了前（九歳になつてからの最初の年度末）までから、小学校第六学年修了前（十二歳になつてからの最初の年度末）までに拡大されました。

本年度小学校4年生になった人は

本年度小学校四年生になった児童（平成八年四月二日〜平成九年四月一日生まれ）の児童手当を受給していた人は、ほかに五・六年生の児童がいなければ手続きをする必要はありません。

本年度小学校5・6年生になった人は

本年度小学校五・六年生になった児童（平成六年四月二日〜平成八年四月一日生まれ）を養育し児童手当を受給していない人は「認定請求」の手続きを、五・六年生の児童のほかに児童手当を受給している児童を養育している人は「額改定認定請求」

の手続きが必要です。

認定には請求書のほか、次の添付書類が必要です。

- ◆健康保険被保険者証の写し（申請者が厚生年金などに加入している場合）
- ◆所得証明書（当市に平成十八年一月一日に住所がなかった場合）

所得制限の引き上げ

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する人は認定請求の手続きをしてください。

◆所得制限限度額

扶養親族の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

手続きの受け付け

◆これまで児童手当を受給していない人Ⅱ市内に住所がある対象年齢児童の保護者には、四月中に認定請求書などが郵送されますので、案内の通り手続きしてください。

◆これまで児童手当を受給していた人Ⅱ小学校五・六年生の保護者には四月中に額改定認定請求書などが郵送されますので、案内の通り手続きしてください。

◆手続きⅡ市市民課または宮守総合支所市民福祉課で受け付けます。公務員は勤務先で受け付けます。

平成十八年九月三十日までに受け付けた認定請求に限り、特例として四月一日（または受給要件に該当した日）にさかのぼって受給できます。

4月から年金制度が変更されます

【国民年金】平成十八年四月から平成十九年三月までの国民年金保険料は、月額二百八十円引き上げられ、月額一万三千八百六十円となります。

年金を支える力と給付のバランスを取るため、国民年金保険料は平成二十九年まで毎年度月額二百八十円引き上げられ、最終的に月額一万六千九百円となる予定です。

【年金給付】

平成十七年の全国消費者物価指数（年平均）が、対前年のマインス0.3%であったため、平成十八年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。老齢基礎年金を満額受給している場合は、月額二百円ほど引き下げとなります。

平成十八年四月分から新しい年金額となりますので、六月の定期受給から年金額が変更されます。また六十五歳以上の人は、障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金を併せて受給（併給）できるようになります。併給を申請する場合は、選択申出書を提出する必要があります。問い合わせ先Ⅱ花巻社会保険事務所（☎0198-33351）

あなたの保険証に変更はありませんか？

■受給者証を持つている人は届け出が必要です

国民健康保険以外の医療保険に加入している本人や扶養されている人で、医療費助成や老人保健法の受給者証を持つている人は、保険者や保険証番号の変更があった場合、市に届け出が必要です。

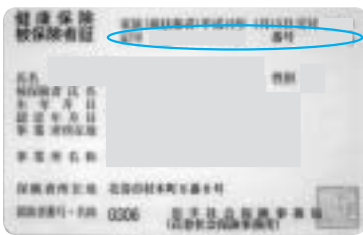
社会保険には、社会保険事務所が取り扱う「政府管掌健康保険」、事業所や業種ごとに加入する「健康保険組合」、公務員などが加入する「共済組合」などがあります。

医療費助成には、県と市が助成している「乳幼児」「妊産婦」「重度心身障害者」「母子家庭」「一人暮らし老人」と、市単独で助成している「寡婦」「身障三級」があります。

老人保健法による医療保険対象者は、昭和七年九月三十日以前に生まれた人と、満六十五以上で一定の障害がある人です。

■市町村合併により保険証が変更されています
平成十七年度は市町村合併が相次ぎ、多くの地域で自治体名が変更されました。旧宮守村に所在していた事業所で、花巻社

政府管掌健康保険証の変更部分



変更例Ⅱ「記号上〇〇番号〇」が「記号遠〇〇番号〇」に変更

問い合わせ先Ⅱ市市民課給付係（☎2111内線263）

吉金市営住宅入居者募集

市は、平成17年度に建築した吉金市営住宅の入居者を募集します。入居希望者は、次の事項を確認の上、入居申込書を提出してください。

◆**申し込み資格**=次の要件を満たしていること

- ・同居親族がいること
- ・入居する家族の毎月の収入が合計20万円以下であること
- ・住宅に困っていること
- ・市税などを滞納していないこと

◆**住宅の場所**=宮守町下宮守23-45-3

◆**募集戸数**=8戸

◆**住宅の構造**=▽木造平屋建3LDK（居間13畳、洋室6畳と8畳、和室6畳）▽オール電化システム採用▽バリアフリー住宅

◆**家賃**=月額25,200円〜41,700円（入居者の収入により異なります）

◆**申込期限**=4月18日(火)までの土・日曜日を除く午前8

時30分〜午後5時

◆**必要書類**=▽入居

申込書（市建設課

または宮守総合支

所産業建設課にあります）▽源泉徴収票など前年の所得状況を証明する書類▽納税証明書など市税などを滞納していないことを証明する書類▽入居希望者全員の住民票

◆**抽選会の日時**=4月19日(水)午後2時

◆**抽選会場**=宮守総合支所2階第2会議室

◆**入居可能日**=入居手続きが完了次第入居可能

◆**入居手続き**=入居決定通知の日からおおむね10日以内、敷金（家賃の3カ月分）と連帯保証人（2人）が必要となります。

申し込み・問い合わせ先=市建設課管理係（☎2111内線152）または宮守総合支所産業建設課地域整備係（☎2115）



市文化交流施設

「みやもりホール」が4月21日にオープンします

◆**一般使用開始日**=4月24日から（使用予約受け付け中）

◆**申し込み受け付け**=使用日の1年前から受け付けます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。ただし、土・日曜日、祝日、休館日を除きます。受付場所は宮守地区センターと市民センター総合案内です。

◆**使用時間と期間**=午前9時から午後9時30分まで。準備や後片付けの時間も含まれます。連続使用期間は7日間です。

◆**休館日**=毎月最終火曜日と12月29日から1月3日まで。なお、設備点検のため臨時に休館することがあります。

◆**使用料**=施設使用料一覧の通りで、使用許可と同時に納入してください。

【4月の主な行事】▽映画「待合室」上映会 16日(日)開演=①午前10時30分②午後2時 前売り券=大人1,000円、小中高生は当日券のみ800円▽特別展「宮沢賢治と遠野」21日(金) 入場無料▽市民が創る舞台発表会 煌め

くふるさと 22日(土)〜23日(日)開演午後1時 入場無料。

ただし、整理券が必要です。

申し込み・問い合わせ先=宮守地区センター（☎3133）または市民センター総合案内（☎4411内線207）

◆施設使用料一覧（税込）

施設名	使用時間		
	9:00〜12:00	12:00〜17:00	17:00〜21:30
ホール	3,870円	6,450円	8,180円
会議室	1,930円	2,590円	2,800円
研修室1	560円	800円	1,140円
研修室2	780円	1,110円	1,580円
和室	390円	530円	660円
工芸室	610円	810円	1,010円
展示ギャラリー	1,890円		

※ホールを使用する場合は、付属設備（舞台道具、音響設備、照明設備など）の使用料が別途掛ります。